

伊根町伊根小学校校章デザイン公募実施要項

伊根町では、令和9年度の新しい小学校開校に向け、子どもたちや地域の皆様に親しまれる校章のデザインを広く募集します。地域の象徴として末永く愛される、素敵なデザインの応募をお待ちしております。なお、先に実施した校名公募の結果、新小学校の名称は、伊根小学校に決定しています。

1 応募資格

募集期間開始日現在で伊根町に在住の個人の方（年齢、職業、プロ・アマチュアは問いません。）

2 応募作品の要件

- ・過去に他のコンテスト等で発表・応募されていない未発表の作品であること。
- ・第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害していないこと。
- ・校章デザインとして、縮小・モノクロ印刷しても意図が伝わりやすいシンプルなもの。
- ・採用された場合、当該作品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を伊根町に譲渡することに同意いただけること。
- ・応募は、一人一案まで（既に提出したデザインの変更や撤回はできません。）

3 募集期間

令和8年7月9日（木）から令和8年8月10日（月）必着

4 応募方法

所定の「応募用紙」にデザイン（手描き又は印刷）を描き、以下のいずれかの方法で提出してください。応募用紙は、ホームページからダウンロードいただくか、伊根町コミュニティセンターほっと館、伊根の杜、本庄地区コミュニティセンターで配付しています。また、7月9日付けで応募用紙を各戸配付します。

郵送：裏面記載の郵送提出先住所まで郵送（締切日当日必着）

持参：伊根町コミュニティセンターほっと館 ロビー投函箱

※ファックスやメールでの応募は受け付けません。

5 選考・決定プロセス

応募された作品は、以下のフローにより選考を行います。

第一次選考：伊根町立小学校再編準備委員会による選考

第二次選考：伊根町教育委員会による選考

最終選考：伊根町長、副町長、伊根町教育委員会教育長による最終選考

最終選考後、専門のデザイン業者へ作成を委託し、正式な校章として完成させます。

（裏面に続く）

6 著作権の取扱い

- ・採用作品の著作権は、採用決定をもって伊根町に帰属するものとします。
- ・応募作品は、原則として返却いたしません。
- ・採用作品は、校章としての使用にあたり、デザインの一部修正や補正（色の調整、形状の微調整等）を行う場合があります。

7 注意事項

- ・応募にかかる費用は応募者の負担となります。
- ・応募の際に入力、記入された個人情報は、本公募に関する連絡及び事務手続きにのみ使用します。
- ・著作権侵害等の疑いがある場合は、採用後であっても取り消すことがあります。

8 問合せ・郵送提出先

〒626-0493

京都府与謝郡伊根町字日出 651 番地

伊根町教育委員会事務局 学校教育係 宛

☎ 32-0718